

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例新旧対照表

改正案		現行	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年ふじみ野市条例第26号)第2条第2項</u>に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報ファイル <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>ふじみ野市個人情報保護条例(平成17年ふじみ野市条例第9号。以下「保護条例」という。)</u>第2条第1号に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>保護条例第2条第4号</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報ファイル <u>保護条例第2条第6号</u>に規定する個人情報ファイルのうち個人番号をその内容に含むものをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p>	
実施機関	事務	実施機関	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
18 市長	<u>ふじみ野市障害者手帳診断書料補助金交付要綱(令和4年ふじみ野市告示第213号)</u> による障害者手帳交付に係る診断書料の補助に関する事務であって規則で定めるもの	18 市長	<u>ふじみ野市障害者手帳交付に係る診断書料補助要綱(平成17年ふじみ野市告示第82号)</u> による障害者手帳交付に係る診断書料の補助に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)
25 市長	<u>ふじみ野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年ふじみ野市告示第112号)</u> による小児慢性	25 市長	<u>ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成17年ふじみ野市告示第112号)</u> による小児慢性特

	特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)
27 市長	ふじみ野市成年後見制度利用支援事業実施要綱(令和4年ふじみ野市告示第77号)による成年後見制度利用支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
28 市長	ふじみ野市難病患者見舞金支給要綱(令和4年ふじみ野市告示第287号)による難病患者見舞金支給に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)
40 市長	ふじみ野市地域活動支援センター事業実施要綱(令和4年ふじみ野市告示第142号)による地域活動支援センター事業に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)

別表第2(第4条関係)

実施機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療給付等関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、児

	定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)
27 市長	ふじみ野市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成24年ふじみ野市告示第134号)による障害者成年後見制度利用支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
28 市長	ふじみ野市難病患者見舞金支給要綱(平成17年ふじみ野市告示第116号)による難病患者見舞金支給に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)
40 市長	ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱(平成18年ふじみ野市告示第232号)による創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)

別表第2(第4条関係)

実施機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	個人市民税の課税に関する情報、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療給付等関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、児

童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「養育医療関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報(以下「寡婦等給付金関係情報」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)、国民年金法等の

童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による療育医療の給付又は療育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「療育医療関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報(以下「寡婦等給付金関係情報」という。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)、国民年金法等の

		一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給に関する情報(以下「福祉手当関係情報」という。)、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助又は扶助金の支給に関する情報(以下「救助支給関係情報」という。)
(略)	(略)	(略)
16 市長	<u>ふじみ野市障害者手帳診断書料補助金交付要綱</u> による障害者手帳交付に係る診断書料の補助に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
17 市長	<u>ふじみ野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱</u> による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
(略)	(略)	(略)
19 市長	<u>ふじみ野市成年後見制度利用支援事業実施要綱</u> による成年後見制度利用支援事業に関する事務であって規則で定める	生活保護に関する情報

		一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に規定する福祉手当の支給に関する情報(以下「福祉手当関係情報」という。)、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助又は扶助金の支給に関する情報(以下「救助支給関係情報」という。)
(略)	(略)	(略)
16 市長	<u>ふじみ野市障害者手帳交付に係る診断書料補助要綱</u> による障害者手帳交付に係る診断書料の補助に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
17 市長	<u>ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱</u> による小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
(略)	(略)	(略)
19 市長	<u>ふじみ野市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱</u> による障害者成年後見制度利用支援事業に関する事務であって	生活保護に関する情報

	もの	
(略)	(略)	(略)
24 市長	<u>ふじみ野市地域活動支援センター事業実施要綱による地域活動支援センター事業</u> に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
(略)	(略)	(略)

別表第3(第4条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、医療給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、 <u>児童手当関係情報</u> 、 <u>養育医療関係情報</u>
		(略)	(略)

	規則で定めるもの	
(略)	(略)	(略)
24 市長	<u>ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱による創作的活動又は生産活動の機会の提供</u> に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報
(略)	(略)	(略)

別表第3(第4条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、医療給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、 <u>児童手当関係情報</u> 、 <u>療育医療関係情報</u>
		(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
8 市長	ふじみ野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長	住民票関係情報、地方税関係情報
(略)	(略)	(略)	(略)
12 市長	ふじみ野市地域活動支援センター事業実施要綱による地域活動支援センター事業に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長 都道府県知事等	住民票関係情報、地方税関係情報 生活保護に関する情報
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
8 市長	ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長	住民票関係情報、地方税関係情報
(略)	(略)	(略)	(略)
12 市長	ふじみ野市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱による創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長 都道府県知事等	住民票関係情報、地方税関係情報 生活保護に関する情報
(略)	(略)	(略)	(略)